

買取料金メニュー定義書

【SDG s プラン】

日本瓦斯株式会社

買取料金メニュー定義書【SDGsプラン】(以下「本定義書」といいます。)は、当社の電気受給約款(以下「本約款」といいます。)に基づき、お客さまが当社に電気を供給し、当社がお客さまから電気を買取するときの料金その他の条件を定めたものです。

1.適用期日

本定義書は、2024年4月1日より適用します。

2.適用範囲・条件等

- イ 本約款の適用対象となるすべてのお客さまに適用します。
- ロ お客さまは、当社が必要と判断した場合における募金・寄付先の変更について予め承諾するものとします。

3.買取料金

買取料金は、当該月の料金算定期間の受給電力量に基づきイによって算定された電力量料金から郵送手数料を差し引いた金額の当該1年分の合計とし、毎年1月末日までにお支払いいたします。

イ 電力量料金

電力量料金は次の算式で計算された料金です。

- ・電力量料金=当該月の受給電力量×電力量料金単価
- ・電力量料金単価は1キロワット時について 7円(税込)

ロ 郵送手数料(ご希望者のみ)

受給電力量の郵送による通知を希望される場合、各通知につき110円(税込)の郵送手数料を買取金額から差し引かせていただきます。

4.募金・寄付

募金・寄付については次のとおりとします。

- イ 契約満了時に最大3,000円を募金・寄付します。
- ロ 募金・寄付先は「かごしまみどりの基金」とします。(2019年11月現在)
- ハ 契約満了時の募金・寄付は契約満了日の翌月末日までに行います。
- ニ 募金・寄付に関する証書の発行は、募金・寄付完了後速やかに発行いたします。
- ホ 契約満了時の募金・寄付は契約期間の自動更新以降も継続されます。
- ヘ 契約期間途中で契約プランの解約ならびにプラン変更がある場合の募金・寄付は次のとおりとし、解約月ならびにプラン変更月の翌月末日までに行います。
また、契約から1年を経過せず契約満了を迎える場合も同様とします。

契約期間(契約月から12月末日までの月数)	募金・寄付
~6か月	1,000円

7 か月～11 か月	2,000 円
12 か月	3,000 円

ト お申込みから受給開始日までに解約された場合の募金・寄付は行いません。